

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成29年7月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700002号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1700012号

第1 結論

昭和59年5月から昭和60年2月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年5月から昭和60年2月まで

昭和59年9月に結婚し、同年10月にA県B郡C町（現在は、D市）に転居して、同町役場で住所変更の手続をおこなった際に、国民年金の任意加入の手続を行うために、わざわざ役場の別の棟に行って手続をした記憶がある。その時に、転居前にE市に住んでいた期間の国民年金保険料4か月分をまとめて納付したい旨を申し出たが、その日は納付できないということで、受付窓口担当の職員が、自宅に集金に来てくれることになった。後日、担当職員が集金に来た時に付加年金を勧められたので、付加保険料も納付することにして、昭和59年5月分から同年10月分までの定額保険料及び付加保険料をまとめて納付した。それ以後、昭和60年3月にF市に転居するまで、同じ職員に集金に来てもらい定額保険料及び付加保険料を納付していた。請求期間は国民年金の未加入期間と言わされたが、年金手帳にあるC町の押印が国民年金の加入手続を行った証明になると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、年金手帳にあるC町の押印が、国民年金の加入手続を行った証明になると思う旨を主張しているところ、請求者の所持する年金手帳に記載された「変更後の氏名」欄の結婚後の氏名、及び「変更後の住所」欄の当時の住所にはC町の押印が確認できるものの、当該年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、請求期間に、請求者が国民年金の被保険者資格を取得したとする記載が確認できないほか、D市は、年金手帳の記載内容について、「D市には、当時の請求者の資格取得に関する記録が一切ないため、請求者がC町で国民年金の任意加入の手続を行ったかどうかは判断できず、不明である。」と回答していることから、当該年金手帳のC町の押印をもって、請求者が同町において、国民年金の任意加入の手続を行ったとまでは言えず、請求期間の国民年金の加入については不明である。

また、前述のとおり、請求者の年金手帳には、請求者が昭和57年9月21日に国民年金の被

保険者資格を喪失した後、昭和 60 年 3 月 13 日に F 市において国民年金に任意加入し、被保険者資格を再取得するまでの請求期間について、被保険者資格を取得したとする記載は見当たらない上、請求者の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿においても、請求期間に国民年金の被保険者資格を取得していないことから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務が生じておらず、制度上、請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、昭和 59 年 10 月に役場の別の棟で国民年金の任意加入の手続を行い、後日、集金に来たとする役場の職員に昭和 59 年 5 月から同年 10 月までの定額保険料及び付加保険料をまとめて納付したと主張しているが、国民年金に任意加入した場合には、任意加入したその月から保険料の納付義務が生じるとされており、加入月より前に遡って、定額保険料を納付することはできない上、付加保険料についても、遡って納付することができないとされていることから、請求者が納付したと主張する保険料は、国民年金保険料の取扱いとは一致していない。

なお、付加年金への加入の申出を行った場合、年金手帳にはその申出年月日が記載され、付加保険料を納付しなくなった場合にも、その申出年月日が年金手帳に記載される取扱いとなっていたが、請求者の年金手帳には、記載されているべき付加保険料の納付申出年月日及び付加保険料を納付しなくなった申出年月日の記載は見当たらない。

そのほか、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間について定額保険料及び付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の定額保険料及び付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。